

枚方市新型インフルエンザ等対策
情報提供・共有マニュアル

平成 30 年 4 月

目 次

I	はじめに	1
1.	位置づけ	1
2.	目 的	1
3.	今後の活用及び改定等	1
4.	対策本部等の組織体制	2
II	発生段階ごとの対策	3
1.	共通の対策	3
	（1）情報収集	3
	（2）情報提供・共有	3
2.	未発生期	4
	（1）継続的な情報提供	4
	（2）情報提供体制整備等	7
	（3）情報提供・共有	12
3.	府内未発生期	13
	（1）情報提供体制の確立	13
4.	府内発生早期～府内感染期	15
	（1）情報提供	15

I はじめに

1. 位置づけ

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき、法定計画として平成 25 年に策定され、本市の中核市移行に伴い、【改定版】（以下「市行動計画」という。）が作成された。

市行動計画においては、対策の基本的な選択肢を示しているが、対策の充実を図るために、国や大阪府の動向を注視し、マニュアル等を整備することとしており、情報提供・共有マニュアル（以下「当マニュアル」という。）もその一環として作成するものとする。

2. 目 的

新型インフルエンザ等への事前準備から発生時に渡り、国や府、市町村、指定地方公共機関、登録事業者他関係者が、適切に情報共有し、一体となって対策を講じることが重要である。

更に、市民一人ひとりが、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、はじめて、まん延の防止が可能となる。

このため、日常から、庁内及び関係機関とは情報共有を図りつつ、市民に対しては、個人のプライバシーや人権に配慮した迅速かつ正確な情報提供と並行して、継続的に市民の知りたい情報を把握する必要がある。

その際、コミュニケーションに障がいのある方や外国人など受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

当マニュアルは、このような認識の下、庁内各部局が実施すべき情報提供・共有のあり方とその役割分担について、あらかじめ整理することを目的とする。

3. 今後の活用及び改定等

当マニュアルは、最新の知見や訓練等の結果を反映し、現状に即したものとするため、適宜改定するものとする。

4. 対策本部等の組織体制（詳細は「庁内実施体制及び連絡調整マニュアル」参照）

1. 情報収集班

班長	健康部長
副班長	保健所長
班員	健康総務課長、保健企画課長、保健予防課長、危機管理室課長（危機管理担当）、市立病院総務課長、（その他状況により班長が指名する。）

事務局：健康総務課

2. 警戒本部

本部長	副市長（健康部担当）
副本部長	副市長
本部員	健康部長、保健所長、市民安全部長、市長公室長、総務部長、財務部長、福祉部長、子ども青少年部長、環境部長、市立病院事務局長、経営部長、総合教育部長

事務局：健康総務課

3. 対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者
本部員	理事、教育次長、市長公室長、総合政策部長、市民安全部長、総務部長、財務部長、産業文化部長、健康部長、保健所長、福祉部長、子ども青少年部長、環境部長、都市整備部長、土木部長、会計管理者、経営部長、事業部長、市立病院事務局長、総合教育部長、学校教育部長、社会教育部長、市議会事務局長、監査委員事務局長、消防長が指名する消防吏員

事務局：健康総務課、危機管理室

事務局長	健康部危機管理監	事務局次長	健康部次長、保健所副所長 危機管理室長
------	----------	-------	------------------------

<table border="1"> <tr><th colspan="2">総務班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>危機管理室</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>健康総務課</td></tr> </table>	総務班		班長	危機管理室	副班長	健康総務課	<table border="1"> <tr><th colspan="2">社会機能維持班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>危機管理室</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>健康総務課</td></tr> </table>	社会機能維持班		班長	危機管理室	副班長	健康総務課	<table border="1"> <tr><th colspan="2">広報報道班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>健康総務課</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>広報課</td></tr> </table>	広報報道班		班長	健康総務課	副班長	広報課	<table border="1"> <tr><th colspan="2">相談対応班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>保健企画課</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>危機管理室</td></tr> </table>	相談対応班		班長	保健企画課	副班長	危機管理室
総務班																											
班長	危機管理室																										
副班長	健康総務課																										
社会機能維持班																											
班長	危機管理室																										
副班長	健康総務課																										
広報報道班																											
班長	健康総務課																										
副班長	広報課																										
相談対応班																											
班長	保健企画課																										
副班長	危機管理室																										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">疫学調査班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>保健予防課</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>保健衛生課</td></tr> </table>	疫学調査班		班長	保健予防課	副班長	保健衛生課	<table border="1"> <tr><th colspan="2">医療体制班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>保健企画課</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>健康総務課</td></tr> </table>	医療体制班		班長	保健企画課	副班長	健康総務課	<table border="1"> <tr><th colspan="2">予防接種班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>保健センター</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>健康総務課</td></tr> </table>	予防接種班		班長	保健センター	副班長	健康総務課							
疫学調査班																											
班長	保健予防課																										
副班長	保健衛生課																										
医療体制班																											
班長	保健企画課																										
副班長	健康総務課																										
予防接種班																											
班長	保健センター																										
副班長	健康総務課																										

※ 各班の班員は、庁内実施体制及び連絡調整マニュアルを参照

Ⅱ 発生段階ごとの対策

1. 共通の対策

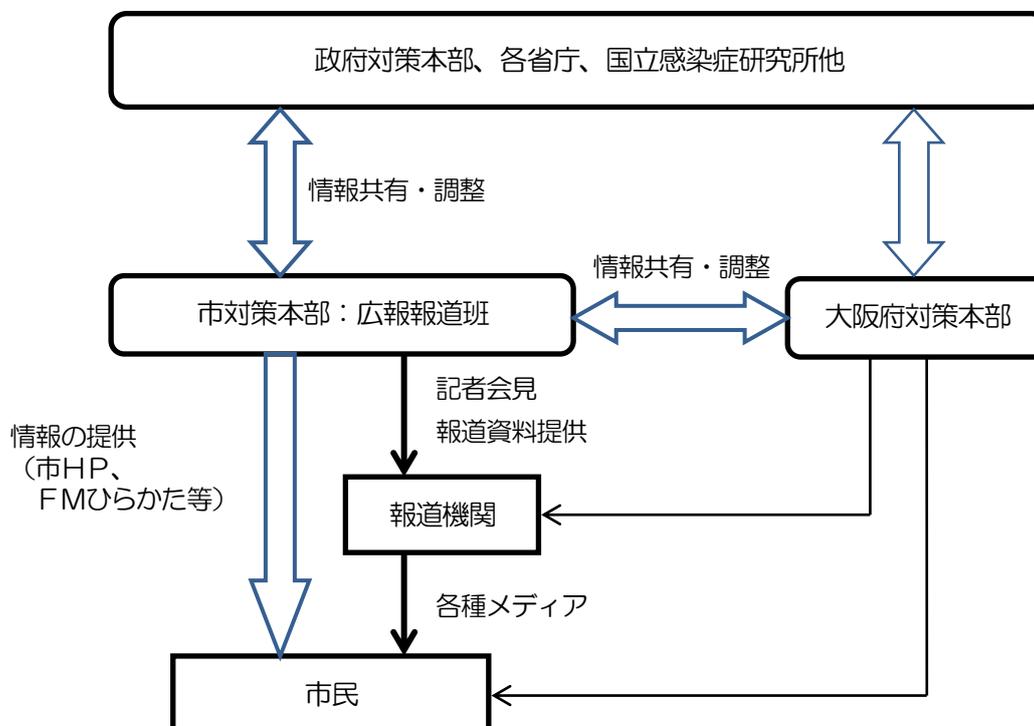
(1) 情報収集

国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等や専門的知見を収集する。

担当部署	内 容
1. 未発生期 市民安全部 健康部	世界保健機関（WHO）、検疫所等から海外の発生動向
	国立感染症研究所等研究機関から専門的知見や最新情報
2. 府内未発生期 情報収集班	内閣官房、厚生労働省等国機関からの情報収集
3. 発生後 対策本部事務局 総務班	大阪府からの情報収集
	府内他市、指定地方公共機関等の状況を把握

(2) 情報提供・共有

新たな情報の入手、提供・共有すべき情報が発生した場合は、下記のフロー図により情報提供・共有を図る。



2. 未発生期

(1) 継続的な情報提供

①新型インフルエンザ等の基本的情報及び発生した場合の対策について

市民向け対策ガイド及び事業者・職場におけるガイドライン、まん延防止マニュアルの内容を市民及び事業者に対し情報提供する。

担当部署	内 容
危機管理室	・ 新型インフルエンザ等対策用の備蓄について広報する。
保健予防課 健康総務課	・ 季節性インフルエンザに関する啓発時に新型インフルエンザ等対策についても併せて啓発を行う。 ・ 新型インフルエンザ等のHPを作成し、日常的に情報提供を行う。発生時にはポータルサイトに転換する。

以下の周知は、大阪府が行うが、本市も協力する。

担当部署	内 容
施設使用制限の要請等の対象である施設（以下「使用制限対象施設」という。）所管部署	文書送付や会議等の機会をとらえて、以下について周知する。 ・ 新型インフルエンザ等の基本情報及び発生した場合の対策 ・ 使用制限の要請等の緊急事態措置
上記以外の集客施設及び業界団体所管部署	文書送付や会議等の機会をとらえて、以下について周知する。 ・ 新型インフルエンザ等の基本情報及び発生した場合の対策 ・ 外出自粛要請等緊急事態措置

②個人レベルでの感染対策について

HPやSNS等を用いて、マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策の普及を行う。

とりわけ、集団感染を起こしやすい施設や、基礎疾患のある者が集まる施設については、その所管部署が情報提供を行う。

担当部署	内 容
保健予防課 健康総務課	・ 季節性インフルエンザに関する啓発時に普及啓発を行う。 ・ 新型インフルエンザ等のHPを作成し、日常的に情報提供を行う。発生時にはポータルサイトに転換する。
使用制限対象施設 所管部署	・ 文書送付や会議等の機会をとらえて周知する。

使用制限対象施設 (a、b) 一覧

	施設の種類	対象施設等 (担当部署)
a 学校 (bに掲げるものを除く。)		
1	幼稚園	市立幼稚園一覧参照 (学務課)
2	小学校	市立小学校一覧参照 (学務課)
3	中学校	市立中学校一覧参照 (学務課)
b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 (通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)		
1	障害者グループホーム・ケアホーム	障害者関係施設一覧参照 (障害福祉室)
2	日中サービス系事業所	障害者関係施設一覧参照 (障害福祉室)
3	入所施設 (住居系サービス事業所)	障害者関係施設一覧参照 (障害福祉室)
4	指定特定相談支援事業所、地域活動支援センター	障害者関係施設一覧参照 (障害福祉室)
5	障害児通所支援事業所	障害者関係施設一覧参照 (障害福祉室)
6	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	障害者関係施設一覧参照 (障害福祉室)
7	通所介護を行う施設	デイサービス一覧表参照 (福祉指導監査課)
8	通所リハビリテーションを行う施設	デイケア一覧表参照 (福祉指導監査課)
9	短期入所生活介護を行う施設	ショートステイ一覧表参照 (単独型あり) (福祉指導監査課)
10	短期入所療養介護を行う施設	ショートステイ一覧表参照 (福祉指導監査課)
11	特定施設入居者生活介護を行う施設 (短期入所のみ特措法対象)	有料老人ホーム一覧表参照 (住宅型除く) (福祉指導監査課)
12	小規模多機能型居宅介護を行う施設	小規模多機能型居宅介護一覧表参照 (福祉指導監査課)
13	認知症対応型共同生活介護を行う施設 (短期入所のみ特措法対象)	グループホーム一覧表参照 (福祉指導監査課)
14	地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 (短期入所のみ特措法対象)	(福祉指導監査課)
15	看護小規模多機能型居宅介護を行う施設	(福祉指導監査課)
16	街かどデイハウス	街かどデイハウス一覧表参照 (高齢社会室)
17	日常生活支援総合事業実施拠点 (通所事業に限る)	デイサービスと併設以外 (高齢社会室)
18	地域密着型通所介護を行う施設	地域密着型通所介護一覧表参照 (福祉指導監査課)
19	留守家庭児童会室	留守家庭児童会室一覧参照 (放課後子ども課)
20	児童発達支援センター	市立幼児療育園、市立すぎの木園 (子育て支援室)
21	認定こども園	保育所等一覧参照 (子育て支援室)
22	保育所	保育所等一覧参照 (子育て支援室)
23	認可外保育施設	認可外保育施設一覧参照 (子育て支援室)
24	小規模保育事業実施施設	保育所等一覧参照 (子育て支援室)

25	地域子育て支援拠点施設 (特措法対象外施設)	保育所等一覧参照 (子育て支援室)
26	特別養護老人ホーム	特養一覧表参照 (福祉指導監査課)
27	地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型特養一覧表参照 (福祉指導監査課)
28	介護老人保健施設	老健一覧表参照 (福祉指導監査課)
29	住宅型有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅を含む)	有料老人ホーム、サ高住一覧表参照 (特定施設を除く) (福祉指導監査課)
30	養護老人ホーム	松風荘 (福祉指導監査課)
31	軽費老人ホーム (ケアハウスを含む)	軽費 (ケアハウス) 一覧表参照 (福祉指導監査課)

(2) 情報提供体制整備等

①事案ごとの情報提供手段の目安

事 案	区 分	記者会見		資料提供	HP	ツイッタ ー
			対 応			
●市の対策、対応 a 相談窓口等の周知、 b 緊急事態宣言(解除) c 緊急事態措置の実施、 d 発生段階の変更、 e 予防接種開始、等	重要なもの (a~e)	○	市 対 策 本 部 長	○	○	○
	その他			○	○	
●市内の感染状況 ・患者の発生 ・患者集団発生 ・重症者発生 ・死亡事案 等		○	市対策本部 事務局長	○	○	
●抗インフルエンザ薬耐性 ウイルスの確認		○	市対策本部 事務局長	○	○	○
●学校等の臨時休業の状況				○	○	○

※緊急事態措置：外出自粛、休業、一定以上の施設の使用制限等の要請・指示

②広報報道班

ア. 広報報道班の概要

項目	内容
役割	新型インフルエンザ等の発生時には、情報を集約・整理し、市民、報道機関、医療機関等に対して一元的かつ効果的に情報提供を行う。
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生状況や実施する対策の状況等についての情報の集約・整理・発信の一元的な窓口としての業務を行う。 ・市民、報道機関、医療機関等に対して、必要な情報を提供する。 ・提供する際には、受け手に応じて提供手段を選択し、情報を分かりやすく編集・加工する。 ・報道機関、医療機関等からの問い合わせ等に対応する。 ※市民からの問い合わせは、コールセンターで対応する。
構成	健康総務課 広報課 危機管理室 保健企画課
発生時の運営概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、報道機関、医療機関等、各対象に専属担当者を置き、対象ごとに一元的に対応するとともに、問い合わせ内容を集約・整理し、今後の情報提供やQ&Aの作成等に反映する。 ・健康総務課、危機管理室及び保健企画課が、感染状況や対策本部事務局総務班が収集した庁内外の情報、実施する対策の内容等を集約し、提供すべき情報の整理を行う。 ・庁内外に統一した情報を提供する。
発生前の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策業務に携わる担当者が、研修等を通じて広報技術の向上を図る。 ・広報報道班で活動する職員を、発生前から指名しておく。

イ. 広報報道班の体制

	情報提供対象	担当者	留意事項
A	市民	健康総務課、広報課、危機管理室	P. 7 (2) ①に基づき情報提供
B	報道機関	広報課、健康総務課	
C	医療関係者等	保健企画課	原則として、医師会等を通じて情報提供

③報道機関への情報提供

ア. 基本的考え方

- ・原則として情報は全て公表することとし、非公表とする情報は限定する。
- ・情報の公表、非公表の判断は、大阪府の判断に基づき決定する。
- ・確定段階に至っていない情報であっても、大阪府の判断に基づき速やかに提供する。
- ・本市で最初の患者が発生した場合の対応については、大阪府に報告・協議したうえで、市対策本部で判断する。

イ. 公開・非公開の基準

- ・非公開とするものは、個人情報保護法及び個人情報保護条例、情報公開条例の規定に基づく保護すべき内容であって、必要最小限の範囲であること。
- ・市民に情報を公開することによって達成する行政目的・市民利益と、非公開とすることによって保護する利益を比較考量して非公開とすべきか、またその範囲を決定する。
- ・すなわち、非公開とする内容を仮に公開した場合、現実失われる利益、生じるリスクが明確、かつ回復できない可能性がある場合は、行政目的、市民利益等と十分に比較考量して、非公開対象を最小限に止めるものとする。

ウ. 患者発生状況に関する公表の考え方

- ・発生状況の公表に当たっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公開を差し控えることとする。
- ・発生地域の公表に当たっては、原則、市区町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を公表するものとする。

エ. 公表の範囲

- ・原則として、下記表に掲げる範囲を目安とする。
- ・サーベイランス体制の稼働状況との関連で、発生段階に応じて、項目（発生状況・発生地域・確定診断の状況・健康被害の状況・感染防止策・行政の対応・問い合わせ先・その他）の選択はあり得る。

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、医療機関からの発生届受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

オ. 府内の患者発生状況等における大阪府と本市（保健所設置市）との役割分担における取り決め

- ・大阪府は府内全域分、本市（保健所設置市）は市域分の状況について報道提供する。
- ・報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。
- ・感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日2回（11時、17時）提供する。
- ・記者会見、ブリーフィング等の実施は大阪府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、大阪府と調整のうえ、本市（保健所設置市）においても同時に実施する。
- ・記者会見等の実施にあたっては、国との連携について十分留意する。

カ. 報道提供体制

- ・広報報道班が一元的に対応する。
- ・庁内各部署においては、新型インフルエンザ等に関して報道関係者の対応は行わない。
- ・報道機関担当者を複数指名しておき、発生期には、適時適切に、また報道機関の求めに応じ、レクチャーやブリーフィングを行う。
- ・健康総務課及び保健企画課は、報道機関からの個別の確認事項等について対応する。
- ・発生期には、1日2回、府域全域の患者発生状況を府対策本部事務局疫学調査班が集約することから、この情報については、把握し次第、1日2回、本市対策本部事務局次長（健康部保健所副所長）が状況を説明する。

キ. 報道提供基準

新型インフルエンザ等については、1類感染症の基準に準じ、下記のとおりとする。

発生事例種	
散発事例	集団発生事例
I 疑似症患者と判断されたとき (提供項目) ① 患者届出情報 ・届出日 ・届出医療機関の種別(病院・診療所の別) ・届出医療機関名(感染症指定医療機関の場合のみ) ・届出医療機関が所在する市町村名(但し、特定される場合は管轄保健所名) ・疑われる感染症名 ② 患者情報 ・在住市町村名 ・年齢 ・性別 ・症状 ・入院医療機関の種別 ・入院医療機関名(感染症指定医療機関の場合のみ) ・入院医療機関が所在する市町村名(但し、特定される場合は管轄保健所名) ③ 行政の対応状況 ④ その他(感染症の特徴、留意事項など)	I 同左 (但し、必要に応じて「施設等情報」も記載) ① 施設情報 ・施設等が所在する市町村名 ・施設の種別(保育所等) ※施設名については公表しない
II 真性患者か否か確定したとき (提供項目) ① 確定情報 ・確定日 ・確定した感染症名 ② 患者情報 ・上記 I の②に同じ又は上記 I 提供時の番号等を記載 ③ 行政の対応状況 ④ その他(調査状況など)	II 同左 (ただし書き、同上)
III 患者が死亡したとき (提供項目) ① 死亡日時 ② 患者情報 ・上記 I の②に同じ ③ 行政の対応状況 ④ その他(調査状況など)	III 同左 (ただし書き、同上)
IV 病原体陰性化が確定したとき (提供項目) ① 病原体陰性化情報 ・確認日 ・確認方法 ② 患者情報 ・上記 I の②に同じ ③ 行政の対応状況 ④ その他(調査状況など)	IV 終息したとき (提供項目)同左に加え、 ① 終息情報 ・調査結果 ・終息判断事由 ・終息と判断した日 ② 行政の対応状況 ③ その他(調査状況など) (ただし書き、同上)
V その他、感染源が確定したとき等、府民に知らせるべき事項が生じたとき (提供項目) ① 感染源、複数の自治体での集団発生など状況に応じて判断	V 同左

(3) 情報提供・共有

担当部署	内 容
健康総務課 危機管理室 保健企画課	関係機関等と事前に昼夜休日の連絡手段を複数確保し、情報提供体制を確立しておく（電話、ファクシミリ、メール）。

3. 府内未発生期

(1) 情報提供体制の確立

①市民への情報提供手段と時期の目安

情報の種類	手 段	時 期
新型インフルエンザ等全般に関する情報提供 (市の対策の状況、休業要請等の状況を含む。)	市HP、FMひらかた等 コールセンター 報道資料提供 記者会見	府内未発生期以降
府内発生状況	市HP、FMひらかた等 報道資料提供 記者会見	府内発生早期以降
帰国者・接触者外来の受診方法	帰国者・接触者相談センター	府内未発生期～府内発生早期
医療機関情報	市HP等	府内感染期以降
予防接種情報	市HP等 報道資料提供	ワクチン流通体制整備以降

②広報報道班の体制

- ・ 広報報道班は情報提供対象ごとに、一括して情報提供、問い合わせ等に対応し、集約。

情報提供対象		担 当 者	留 意 事 項
A	市民	健康総務課、広報課、危機管理室	P. 7 (2) ①に基づき情報提供
B	報道機関	広報課、健康総務課	
C	医療関係者等	保健企画課	原則として、医師会等を通じて情報提供

③海外感染症危険情報の発出等

担当部署	内 容
広報報道班	市民に対し、市HP等により、発生国への渡航者に情報提供及び注意喚起を行う。
学務課	修学旅行等における注意喚起を行う。

④医療に関する情報提供

担当部署	内 容
広報報道班	<ul style="list-style-type: none">・市民に対し、症例定義に合致する症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡してから、帰国者・接触者外来を受診するよう、HP等を用いるとともに、報道機関を通じ周知する。・発生段階の移行について、直ちに周知する。

4. 府内発生早期～府内感染期

(1) 情報提供

①市民等に対する情報提供

担当部署	内 容
総務班	・コールセンターに寄せられる問い合わせ等を収集する。
広報報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・総務班の収集した情報を分析し、提供すべき内容を検討する。 ・市民の不安や風評被害等への対応を検討し、提供すべき情報を決定する。 ・「事案ごとの情報提供手段の目安(P. 7)」を参考に、市民に対し、府内の発生状況と具体的な対策等について情報提供する。 ・「市民向け対策ガイド」の内容を適時適切に提供する。 ・報道機関への情報提供(P. 9～11)の基準に従い、報道機関へ情報提供する。
全部局	・必要に応じ、上記について、所管団体や業界団体等に周知する。
使用制限対象施設所管部署	・事業者・職場におけるガイドラインの内容について、情報提供する。
相談対応班	・コールセンターの運営調整を行う。

②医療に関する情報提供

担当部署	内 容
広報報道班 ※府内感染期では帰国者・接触者外来に限定せず、一般の医療機関で診療	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、症例定義に合致する症状がある場合は帰国者・接触者相談センターに連絡してから、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 ・発生段階の移行について、直ちに周知する。